

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人上野特許事務所 様 〒460-0008 日本国 愛知県名古屋市中区栄三丁目 2 1 番 2 3 号ケイエ スイセヤビル 8 階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 HY2019-020	発送日 (日.月.年) 24.03.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/049792	国際出願日 (日.月.年) 19.12.2019	優先日 (日.月.年) 26.12.2018
国際特許分類 (I P C) B32B 27/00(2006.01)i; G02B 1/111(2015.01)i; G02B 1/14(2015.01)i; G09F 9/00(2006.01)i; B32B 7/023(2019.01)i FI: G02B1/111; G02B1/14; B32B7/023; B32B27/00 101; G09F9/00 313		
出願人 (氏名又は名称) 東山フィルム株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第 I 欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第 II 欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第 IV 欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第 V 欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての P C T 規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第 VI 欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第 VII 欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。</p>
--

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	見解書を作成した日 03.03.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) 池田 博一 20 3491 電話番号 03-3581-1101 内線 3271
---	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	2, 9-10	有
	請求項	1, 3-8, 11	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無
2. 文献及び説明:	<p>文献1: JP 2005-4163 A (富士写真フイルム株式会社) 06.01.2005(2005-01-06) 段落[0001], [0019], [0021], [0037]-[0144], [0153]-[0228], 図2 (ファミリーなし)</p> <p>文献2: JP 2007-322877 A (大日本印刷株式会社) 13.12.2007(2007-12-13) 請求項1-5, 段落[0009]-[0079], [0097]-[0121], 図1 (ファミリーなし)</p> <p>文献3: JP 2013-8025 A (JSR株式会社) 10.01.2013(2013-01-10) 段落[0001], [0039]-[0048], [0070], [0092]-[0097], 図1 (ファミリーなし)</p> <p>文献4: JP 2014-59368 A (大日本印刷株式会社) 03.04.2014(2014-04-03) 請求項1-2, 段落[0001]-[0002], [0017]-[0021], [0025]-[0043], [0047]-[0049], [0084]-[0112], [0133], 図1-図2 (ファミリーなし)</p> <p>文献5: JP 2017-181694 A (東ソー株式会社) 05.10.2017(2017-10-05) 請求項1-3, 8-9, 段落[0001], [0017]-[0032], [0046]-[0052], [0060], [0066]-[0094], 図1 (ファミリーなし)</p> <p>文献6: JP 2016-155992 A (三星電子株式会社) 01.09.2016(2016-09-01) 段落[0001]-[0008], [0065]-[0079], [0109], [0189]-[0193], 図1-図3</p> <p>& US 2017/0131439 A1 段落[0001]-[0017], [0084]-[0104], [0138]-[0139], [0256]-[0262], 図1-図3</p> <p>& WO 2016/003179 A1</p> <p>& EP 3163336 A1</p> <p>& KR 10-2016-0002407 A</p> <p>& CN 106662691 A</p> <p>文献7: JP 2018-72995 A (日東電工株式会社) 10.05.2018(2018-05-10) 段落[0098], 図2 (ファミリーなし)</p> <p>文献8: WO 2013/024887 A1 (三菱レイヨン株式会社) 21.02.2013(2013-02-21) 図1</p> <p>& US 2014/0205805 A1 図1</p> <p>& EP 2746040 A1</p> <p>& CN 103732390 A</p> <p>& KR 10-2014-0032512 A</p> <p>& TW 201309484 A</p> <p>請求項1, 3-6, 8, 11について 請求項1, 3-6, 8, 11に係る発明は、文献2により、新規性、進歩性を有さない。 文献2には、光学積層体等において、光透過性基材等（基材フィルムに相当）を備えること、ハードコート層を設けること、ハードコート層を設けた光透過性基材等（基材フィルムに相当）上に、例えば平均粒径100nm程度のシリカ粒子等（無機酸化物粒子に相当）の中実（中実粒子に相当）の巨大粒子（大粒子に相当）や、例えば平均粒径60nm程度の中空微粒子等のシリカ（大粒子よりも平均粒子径の小さい中空シリカ粒子に相当）や樹脂（バインダー樹脂に相当）を含</p>		

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

み突出部分等を有する本文献2の図1のような（第一樹脂層の表面に凸部を形成することに相当）低屈折率層等（第一樹脂層に相当）からなる構造（反射防止フィルムに相当）を設けること（基材フィルムの面上に第一樹脂層を形成する工程に相当）、反射防止用に用いること（反射防止フィルムに相当）、上記低屈折率層等（第一樹脂層に相当）の膜厚を90nm程度とすること（大径粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み以上であり、中空シリカ粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み未満であることに相当）、樹脂にジメチルポリシロキサン等を含むこと（第一樹脂層が、さらにポリシロキサンを含有することに相当）、が記載されている。ここで、「タッチパネルのディスプレイ表面に配置されるタッチパネル用」との用途の限定は、物の構成として、有意な差異をもたらすものではない。

請求項2について

請求項2に係る発明は、文献2により、進歩性を有さない。

文献2には、例えば、中空シリカ粒子の含有量が第一樹脂層の全量基準で50質量%程度とすることは例示（例えば、段落[0098]、等参照）があり、巨大粒子（大粒粒子に相当）の含有量を樹脂に対して0.5質量%程度とする例示（例えば、段落[0049]、等参照）はあることから、大径粒子や中空シリカ粒子の含有量を本請求項2を満たす程度とすることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項7について

請求項7に係る発明は、文献2により、進歩性を有さない。

文献2で、ポリシロキサンの含有量を、第一樹脂層の全量基準で、0.05～25質量%の範囲内程度とすることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項9について

請求項9に係る発明は、文献2、7-8により、進歩性を有さない。

反射防止フィルムにおいて、凸部に対して粘着剤層を介して保護フィルムを設けることは周知（例えば、文献8の図1、文献7の図2のアンチブロッキング層2に接した粘着剤層の固定層13aが粘着剤層に相当、等参照）であり、凸部に対して粘着剤層を介して保護フィルムを設ける周知の手法を文献2にも採用してみることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項10について

請求項10に係る発明は、文献1-2により、進歩性を有さない。

文献2で、基材フィルムの第一樹脂層とは反対の面上に透明粘着層を有するようにすることは、周知例（例えば、文献1の段落[0137]や[0141]、等参照）を参考にして、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項1, 3-5, 9-11について

請求項1, 3-5, 9-11に係る発明は、文献1により、進歩性を有さない。

文献1には、光学機能性フィルムや画像表示装置等において、透明支持体（基材フィルムに相当）を備えること、透明支持体（基材フィルムに相当）上に、例えば平均粒径4 μ m程度のシリカ等（無機酸化物粒子に相当、中実粒子に相当）の透光性微粒子（大粒粒子に相当）や、例えば平均粒径0.1 μ m以下程度のSiの酸化物の超微粒子フィラー（大粒粒子よりも平均粒子径の小さいシリカ粒子に相当）やバインダー樹脂を含む防眩性層等（第一樹脂層に相当）からなる構造（反射防止フィルムに相当）を設けること（基材フィルムの面上に第一樹脂層を形成する工程に相当）、防眩性層等（第一樹脂層に相当）に適度な表面凹凸を設け、外光による映り込みを起こらなくすること（第一樹脂層の表面に凸部を形成することに相当、反射防止フィルムに相当）、が記載されている。

ここで、文献1（例えば、段落[0106]、等参照）には、中空の超微粒子フィラーとすることも例示があり、上記例えば平均粒径0.1 μ m以下程度のSiの酸化物の超微粒子フィラー（大粒粒子よりも平均粒子径の小さいシリカ粒子に相当）を中空の超微粒子フィラー（大粒粒子よりも平均粒子径の小さい中空シリカ粒子に相当）とすることは、当業者であれば適宜なし得る事項である。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

また、防眩性層等を本文献1の図2のようにする（大径粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み以上であり、中空シリカ粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み未満であることに相当）ことも例示があり、大径粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み以上であり、中空シリカ粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み未満であるようにすることは、当業者であれば普通になし得る事項である。

また、ここで、文献1（例えば、段落[0137]や[0141]、等参照）には、透明支持体（基材フィルムに相当）側（第一樹脂層とは反対の面に相当）を画像表示装置の画像表示面に貼り付けることや粘着層（透明粘着層に相当）を用いて貼ることは例示があり、文献1で、基材フィルムの第一樹脂層とは反対の面上に透明粘着層を有するようには、

当業者であれば普通になし得る事項である。

また、文献1には（例えば、段落[0141]、等参照）には、粘着層（粘着剤層に相当）を設けて偏光板に貼る例示もあり、その際には、偏光板は保護フィルムは存在するから、第一樹脂層の面上に、粘着剤層を介して保護フィルムを有するようには、当業者であれば普通になし得る事項である。

請求項2について

請求項2に係る発明は、文献1により、進歩性を有さない。

文献1（例えば、段落[0107]、等参照）には、超微粒子フィラー（大粒粒子よりも平均粒子径の小さいシリカ粒子に相当）を全質量の70質量%程度含ませる例示はあり、中空シリカ粒子の含有量を第一樹脂層の全量基準で30～70質量%の範囲内とすることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。また、大径粒子の含有量を、第一樹脂層の全量基準で、1.0～3.5質量%の範囲内程度とすることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項6-7について

請求項6-7に係る発明は、文献1により、進歩性を有さない。

文献1（例えば、段落[0105]や[0067]-[0074]、等参照）には、シランカップリング剤を20質量%程度含ませる例示はあり、文献1で、第一樹脂層が、さらにポリシロキサンを含有するようには、そのポリシロキサンの含有量を第一樹脂層の全量基準で0.05～2.5質量%の範囲内程度とすることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項8について

請求項8に係る発明は、文献1により、進歩性を有さない。

文献1（例えば、段落[0019]、等参照）には、防眩性層等の下にハードコート層を設ける例示はあり、文献1で、基材フィルムと第一樹脂層の間に、さらにハードコート層を有するようには、当業者であれば普通になし得る事項である。

請求項9について

請求項9に係る発明は、文献1、7-8により、進歩性を有さない。

相異点であったとしても、反射防止フィルムにおいて、凸部に対して粘着剤層を介して保護フィルムを設けることは周知（例えば、文献8の図1、文献7の図2のアンチブロッキング層2に接した粘着剤層の固定層13aが粘着剤層に相当、等参照）であり、凸部に対して粘着剤層を介して保護フィルムを設ける周知の手法を文献1にも採用してみることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項1, 3-4, 8, 11について

請求項1, 3-4, 8, 11に係る発明は、文献3により、新規性、進歩性を有さない。

文献3には、反射防止用光学積層体等において、基材10等（基材フィルムに相当）を備えること、ハードコート層24等を設けること、ハードコート層を設けた基材10等（基材フィルムに相当）に、例えば平均粒子径100nm程度の中実シリカ粒子等（大径粒子に相当、無機酸化物粒子に相当、中実粒子に相当）や、例えば平均粒子径60nm以下程度の中実シリカ粒子（大粒粒子よりも平均粒子径の小さい中空シリカ粒子に相当）や樹脂（バインダー樹脂に相当）を含み最表面に凹凸を有する（第一樹脂層の表面に凸部を形成することに相当）低屈折率層26等（第一樹脂層に

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

相当)からなる構造(反射防止フィルムに相当)を設けること(基材フィルムの面上に第一樹脂層を形成する工程に相当)、が記載されている。ここで、本願の「タッチパネルのディスプレイ表面に配置されるタッチパネル用」との用途の限定は、物の構成として、有意な差異をもたらすものではない。

請求項1, 4, 8, 11について

請求項1, 4, 8, 11に係る発明は、文献4により、新規性、進歩性を有さない。

文献4には、光学積層体等において、光透過性基材等(基材フィルムに相当)を備えること、ハードコート層を設けること、ハードコート層を設けた光透過性基材等(基材フィルムに相当)に、例えば平均粒子径75nm程度の中空シリカ粒子等(大径粒子に相当、無機酸化物粒子に相当)や、例えば平均粒子径55nm以下程度の第2の中空シリカ粒子(大径粒子よりも平均粒子径の小さい中空シリカ粒子に相当)やバインダー樹脂を含み表面に凹凸を有する(第一樹脂層の表面に凸部を形成することに相当)低屈折率層10等(第一樹脂層に相当)からなる構造(反射防止フィルムに相当)を設けること(基材フィルムの面上に第一樹脂層を形成する工程に相当)、反射防止膜とすること、タッチパネル等に用いること、が記載されている。ここで、本願の「タッチパネルのディスプレイ表面に配置されるタッチパネル用」との用途の限定は、物の構成として、有意な差異をもたらすものではない。

請求項1, 3-6, 8, 11について

請求項1, 3-6, 8, 11に係る発明は、文献5により、新規性、進歩性を有さない。

文献5には、反射防止膜等において、基材13等(基材フィルムに相当)を備えること、ハードコート層を設けること、ハードコート層を設けた基材13等(基材フィルムに相当)上に、例えば平均短径120nm程度のシリカ等の無機粒子等からなる構造(無機酸化物粒子に相当)の中実粒子(中実粒子に相当)の異形粒子(大径粒子に相当)や、例えば平均粒径50nm程度の中空シリカ粒子等(大径粒子よりも平均粒子径の小さい中空シリカ粒子に相当)や樹脂(バインダー樹脂に相当)を含み凸部等を有する(第一樹脂層の表面に凸部を形成することに相当)低屈折率の硬化物等(第一樹脂層に相当)からなる構造(反射防止フィルムに相当)を設けること(基材フィルムの面上に第一樹脂層を形成する工程に相当)、上記低屈折率の硬化物等(第一樹脂層に相当)の平均膜厚を80~120nm以下程度とすること(大径粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み以上であり、中空シリカ粒子の平均粒子径が第一樹脂層の平均厚み未満であることに相当)、ポリジメチルシロキサン等を含むこと(第一樹脂層が、さらにポリシロキサンを含有することに相当)、が記載されている。ここで、本願の「タッチパネルのディスプレイ表面に配置されるタッチパネル用」との用途の限定は、物の構成として、有意な差異をもたらすものではない。

請求項1, 4, 6-8, 11について

請求項1, 4, 6-8, 11に係る発明は、文献6により、新規性、進歩性を有さない。

文献6には、樹脂膜や光学部材等において、外光の反射を抑制すること、基材11等(基材フィルムに相当)を備えること、ハードコート層12等を設けること、ハードコート層12等を設けた基材11等(基材フィルムに相当)上に、例えば粒径75nm程度の中空シリカ粒子(大径粒子に相当、無機酸化物粒子に相当)や、例えば平均粒径50nm程度の中空シリカ粒子等(大径粒子よりも平均粒子径の小さい中空シリカ粒子に相当)や樹脂(バインダー樹脂に相当)を含み表面に凹凸構造等を有する(第一樹脂層の表面に凸部を形成することに相当)低屈折率層13等(第一樹脂層に相当)からなる構造(反射防止フィルムに相当)を設けること(基材フィルムの面上に第一樹脂層を形成する工程に相当)、シロキサン系の化合物等を5.0重量%以上程度(ポリシロキサンの含有量が、第一樹脂層の全量基準で、0.05~2.5質量%の範囲内であることに相当)含むこと(第一樹脂層が、さらにポリシロキサンを含有することに相当)、が記載されている。ここで、本願の「タッチパネルのディスプレイ表面に配置されるタッチパネル用」との用途の限定は、物の構成として、有意な差異をもたらすものではない。

請求項2について

請求項2に係る発明は、文献1-2, 3、あるいは文献1-2, 4、あるいは文献1-2, 5、あるいは文献1-2, 6により、進歩性を有さない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献3-6で、大径粒子や中空シリカ粒子の含有量を本請求項2を満たす程度とすることは、周知例（例えば、文献2の段落[0049]や[0055]や[0099]、文献1の段落[0107]、等参照）を参考にして、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項6-7について

請求項6-7に係る発明は、文献1-3, 5-6、あるいは文献1-2, 4-6により、進歩性を有さない。

反射防止フィルムにおいて、バインダー樹脂としてポリシロキサンを含有するようにすることは周知（例えば、文献2の段落[0072]、文献1の段落[0105]や[0067]、文献5の段落[0052]、文献6の段落[0077]-[0079]、等参照）であり、バインダー樹脂としてポリシロキサンを含有するようにする周知の手法を文献3-4にも採用してみることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。また、ポリシロキサンの含有量を第一樹脂層の全量基準で0.05~25質量%の範囲内程度とすることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項7について

請求項7に係る発明は、文献5により、進歩性を有さない。

文献5で、ポリシロキサンの含有量を第一樹脂層の全量基準で0.05~25質量%の範囲内程度とすることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項9について

請求項9に係る発明は、文献3, 7-8、あるいは文献4, 7-8、あるいは文献5, 7-8、あるいは文献6, 7-8により、進歩性を有さない。

反射防止フィルムにおいて、凸部に対して粘着剤層を介して保護フィルムを設けることは周知（例えば、文献8の図1、文献7の図2のアンチブロッキング層2に接した粘着剤層の固定層13aが粘着剤層に相当、等参照）であり、凸部に対して粘着剤層を介して保護フィルムを設ける周知の手法を文献3-6にも採用してみることは、当業者であれば適宜設定し得る事項である。

請求項10について

請求項10に係る発明は、文献1, 3、あるいは文献1, 4、あるいは文献1, 5、あるいは文献1, 6により、進歩性を有さない。

文献3-6で、基材フィルムの第一樹脂層とは反対の面上に透明粘着層を有するようにすることは、周知例（例えば、文献1の段落[0137]や[0141]、等参照）を参考にして、当業者であれば適宜設定し得る事項である。